

八雲町合葬墓のご案内

町では、八雲墓地(豊河町11-1)内に八雲町合葬墓を設置し、平成28年7月1日より供用を開始しています。

【合葬墓とは】
合葬墓は、ひとつのお墓に多くのご遺骨を一緒に埋蔵す

る新しい形のお墓です。現在、お墓を所有していない方、お墓は所有しているが、お墓の承継者がいないため撤去(墓じまい)を考えている方、焼骨を保持しているが埋蔵場所がない方、生前に自己

区分	条件	使用料
焼骨1体につき	使用者もしくは、被埋蔵者が八雲町に3か月以上住所を有したことがある場合、または生前予約の場合	30,000円
	使用者および被埋蔵者が八雲町に住所を有した期間が3か月未満である場合、または町外の方 ※生前予約はできません	45,000円
改葬焼骨2体まで	八雲町内の墳墓からの改葬	30,000円
	八雲町外の墳墓からの改葬	45,000円
改葬焼骨3体以上	八雲町内の墳墓からの改葬	50,000円
	八雲町外の墳墓からの改葬	75,000円
記念板 ※刻字1体分	希望により埋蔵された方の氏名を刻字	40,000円

※埋葬できる期間は4月～11月までの積雪のない時期となります。

のご遺骨の埋蔵場所を確保しておきたい方のためのお墓であり、町が永代にわたり管理を行います。

【使用について】

八雲町に住所がある方はこちら、生前予約以外は町外の方も使用できます。

使用料金は、条件により異なり、表のとおりです。

使用を希望される方は、申請のうえ使用許可を受けていただく必要がありますので手続きを行ってください。

なお、合葬墓に埋蔵されたご遺骨は、返還することができませんので、ご注意ください。

【申込・問い合わせ先】

環境水道課環境衛生係
☎0137-63-2020



八雲町合葬墓慰霊祭のお知らせ

町では、昨年からお盆時期に【八雲町合葬墓慰霊祭】を行うことにいたしました。

ご遺族ならびに関係者の皆さまもご参列できますので、下記のとおりお知らせいたします。

※服装につきましては平服でマスクの着用をお願いいたします。また、荒天時は中止します。

【日時】8月13日(木)
午前10時30分頃(15分程度)

【場所】八雲墓地 八雲町合葬墓前(豊河町)

【問い合わせ先】
環境水道課環境衛生係
☎0137-63-2020

司法書士・行政書士 やまびこ事務所

●相続・遺言など 夜間・休日対応・出張もOK
お困りのことはありませんか? 初回相談無料

☎0137-63-2917

司法書士・行政書士 青沼千鶴 [行政相談委員]
八雲町本町87番地2F(ふたばさん2階)

外出が困難な方*のもとへ美容師がお伺いします

訪問カット 3,400円(税込)
シャンプー 1,400円

- ...介護や子育てで長時間の外出が心配...
- ...ケガや病気で思うように外出できない...
- ...持病への影響を考えると外出は不安...

検温・消毒を徹底し、お伺いいたします
☎男性の散髪もお気軽に電話下さい!

ミラ美容室 MILLA ☎070-6413-7384
八雲町出雲町60

*美浜町立旅行第4条第1号・健発第1004002号厚生労働省健康局長通知に基づく